

(入 札 の 公 告)

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 森林研究本部 告示 第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和7年8月28日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長 小 高 咲

1 入札に付す事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

トラクター 1台 （交換契約によりトラクター1台を契約の相手方に供し、トラクター1台を契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品の仕様等

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和8年1月30日（金）

(4) 納入場所

北海道美唄市光珠内町東山

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 森林研究本部林業試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和7年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格（指定品目（分類）に「6産業用機器類」を含むものに限る。）を有すること。

(2) 北海道又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 空知総合振興局管内に本店、支店又は営業所を有すること。

(5) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(6) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年8月28日（木）から令和7年9月10（水）まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 〒079-0198 北海道美唄市光珠内町東山

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 森林研究本部 総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道美唄市光珠内町東山

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 森林研究本部 総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道美唄市光珠内町東山

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 森林研究本部 林業試験場

森林工学実習室

(2) 入札日時

令和7年9月19日(金) 11時00分

(3) 開札場所

(1)に同じ

(4) 開札日時

(2)に同じ

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵送等による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。）第10条第1項の規定により定めた予定価格（道総研が交換により取得する自動車の価格から、道総研が交換により提供する自動車の価格を差し引いた交換差金をもって定めたものをいう。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 無効入札

開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

道総研が交換により取得する物品の価格及び道総研が交換により引き渡す物品の価格は、それぞれ 消費税等相当額を含めた額とすること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 森林研究本部総務部総務課

イ 所在地 郵便番号 079-0198 北海道美唄市光珠内町東山

ウ 電話番号 0126-63-4164

(4) 前金払

前金払はしない。

(5) 概算払

概算払はしない。

(6) 部分払

部分払はしない。

(7) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(8) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(10) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(11) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。